

## 株券等に関する業務規程施行規則等を廃止する規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日

次に掲げる規則は、廃止する。

- ( 1 ) 株券等に関する業務規程施行規則 (平成 14 年 6 月 17 日通知)(以下「旧規則」という。)
- ( 2 ) 証券保管振替システムの利用に関する規則 (平成 14 年 6 月 17 日通知)
- ( 3 ) 上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則 (平成 19 年 8 月 10 日通知)

### 附 則

- 1 この規則は、株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 88 号) 附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。
- 2 旧規則第 1 章、第 10 条 (第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号、第 8 号、第 10 号までの規定を除く。) 及び第 12 条の規定は、保管振替業が終了するまでの間、なおその効力を有する。
- 3 旧規則第 17 条 (旧規則第 76 条、第 96 条及び第 98 条において準用する場合を含む。) に規定する参加者自己分と顧客預託分の別の通知については、別に機構が定める期間、なお従前の例による。
- 4 旧規則第 74 条 (旧規則第 96 条及び第 98 条において準用する場合を含む。) に規定する抹消・減少の証明に係る手続については、なお従前の例による。この場合において、同規則中「実質株主から」とあるのは「実質株主 (施行日前日において実質株主であった株主を含む。) から」とする。
- 5 旧規則第 93 条及び第 94 条に規定する元利金支払の取扱いについては、なお従前の例による。
- 6 旧規則附則第 2 項から第 4 項までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 旧規則の平成 20 年 1 月 4 日改正附則第 2 項の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同項中「上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則」とあるのは、「株券の振替に関する業務規程施行規則」とする。